

鹿児島県農業土木技術職員の技術力向上対策としてのCPD制度活用について

鹿児島県農政部農地保全課技術管理係 濱石 桂一郎, 上屋 昭人

Hamaishi Keiichiro, Kamiya Akito

1. はじめに

鹿児島県は、九州の南端に位置し、東西約270km、南北約600kmに広がり、種子島や屋久島、奄美群島を含めた県土の総面積は9,187km²、温暖な気候を活かし、畜産や畑作を主体に農業産出額4,863億円(平成30年全国第2位)の農業県である。広大な県域には、農業農村整備を所管する12の出先機関があり、県本土に6機関、熊毛郡や大島郡の離島に6機関が配置されている。本県に所属する農業土木職員数は、令和2年度時点で209名となっており、年々減少傾向にある。

平成17年に制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」)第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。また、本県はこの時期、景気対策等による大型予算の執行で農業土木技術職員の十分な技術力の研鑽が図れないことなどが危惧されたところであった。このため、平成20年度に「鹿児島県農業土木技術職員研修実施要領」(以下「県研修要領」)を改定し、専門的能力を培うことを目的として、「農業土木技術者継続教育制度(CPD制度)」を活用することとした。本報において本県のCPD制度活用事例を報告する。

2. 鹿児島県におけるCPD制度の活用状況

(1) 会員数

本県農業土木技術職員の令和2年度の登録者数は193名で、職員数の減に伴いCPD会員登録者数が減少しているものの加入率については、概ね90%を越えている。

(表-1)

なお、他部局出向者や他県への派遣等を除くとほぼ100%に近い職員がCPD会員登録をしている。

表-1 鹿児島県における農業土木職員数とCPD会員登録者数の推移

年度	H20	H25	H28	H29	H30	R元	R2
職員数	253	224	214	212	218	211	209
CPD登録者数	249	208	192	191	175	193	193
職員数(H20比)	100.0%	88.5%	84.6%	83.8%	86.2%	83.4%	82.6%
加入率	98.4%	92.9%	89.7%	90.1%	80.3%	91.5%	92.3%

※職員数には、他部局出向者や他自治体への派遣職員を含む。

(2) 法人登録について

本県は研修に参加すればCPD単位が取得できる「認定プログラム」の申請が可能な法人登録をしており、県職員のみならず、建設業者やコンサルタント会社からの研修参加者もCPD単位が得られる取組を実施している。令和元年度に実施した研修の認定プログラム数は、29プログラムで、延べ477名の県農業土木技術職員の研修参加者に対し、1研修で2～15単位を取得している。

(3) 研修体制について

本県は、県研修要領において、「一般研修」、「専門研修」、「特別研修」、「その他研修」の四つの区分を設けている。

「一般研修」は、職員として必要な専門知識を勤務年数等に応じて、段階的に参加し、職務遂行上の基礎能力の向上を図ることを目的とし、原則履修することとしている。

「専門研修」は、職員が担当している職務に密接な関係のある専門知識を習得するため、実務能力の向上を図ることを目的とし、内容により選択して履修する。

「特別研修」は、幅広い知識及びそれぞれの分野における高度かつ先進的な専門知識を習得するために、国や農研機構及び各種学会等が実施する研修会等としている。

「その他研修」は、本庁並びに各出先機関単位で行う職場内技術研修としており、職員が担当している職務において発生した課題などの検討会、設計積算における統一事項検討会議など、技術力向上と連携強化を目的としている。また、各種資格取得のための自己学習や自主的参加を主とした各種関連団体等が実施する職場外研修など、個人の技術力向上の取組も含めている。

(4) 鹿児島県職員のCPD単位取得状況について

本県は、県研修要領の運用において「年間一人当たり30CPD単位」の取得を達成するように目標設定している。

令和2年度は、一人当たり平均25.4単位の取得となっており、目標に達していない職員もいるが、可能な限り年間30単位を取得するよう研修への参加や自己学習への取り組みを促している。

3. 今後の取組について

令和2年度は、コロナ禍にあつて年度始めの研修が十分に開催できていないのが現状である。先にも述べたとおり、職員数の減少により、職員一人にかかる責任や負担は増加する傾向にあると言える。このような状況においても、農業農村整備に要する職員の技術の習得が十分に果たせるように、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、必要な研修を行い、これまでと同様にCPD制度を活用することとしている。

また、本庁において、農業土木技術職員向けの研修計画の立案や進捗を管理するワーキングチームを立ち上げたところであり、更なる研修体制の充実を図ることとしている。